

志布志市 がけ地近接等危険住宅移転事業

志布志市では、国及び鹿児島県と共同して、危険な地域にお住いの住宅について、市民の生命の安全を確保することを目的として、移転にかかる補助金を交付する制度があります。

◆ 制度の概要

対象区域にある住宅の除却費と、移転先（市が認めた場所に限る）の住宅の建設又は購入等の借入金の利子に対し、補助金を交付する制度です。

◆ 補助金額の目安（限度額）

【令和2年度】

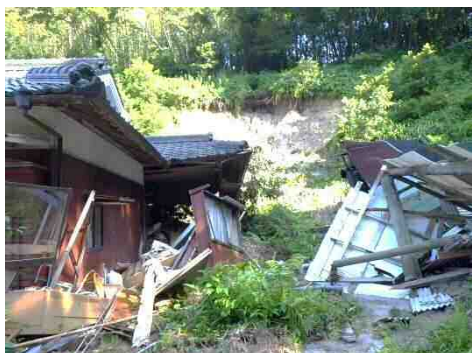
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等にかかる費用の上限額)	危険住宅に代わる住宅の建設及び改修に要する経費 (借入金の利子に対する補助額の上限額 年利8.5%を限度)			限度額
	住宅建設（購入）及び改修	土地購入	敷地造成	
97万5千円	465万円	206万円	60万8千円	829万3千円

◆ 対象の住宅（区域）

既存不適格住宅とは…各区域を指定した基準日より前に存する住宅または、建築工事中であった住宅（②の場合S46.9.1が基準日）

次の各号の①から③までのいずれかに該当する区域にある既存不適格住宅及び④から⑥に建つ住宅

- ①災害危険区域（建築基準法第39条、建築基準法施行条例第26条）
- ②条例に基づくがけ建築制限区域（建築基準法第40条、建築基準法施行条例第3条）
- ③鹿児島県が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- ④土砂災害防止法第4条1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域
- ⑤過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
- ⑥移転勧告、是正勧告及び避難指示、避難勧告が6か月以上継続した住宅



がけ崩れによる被害

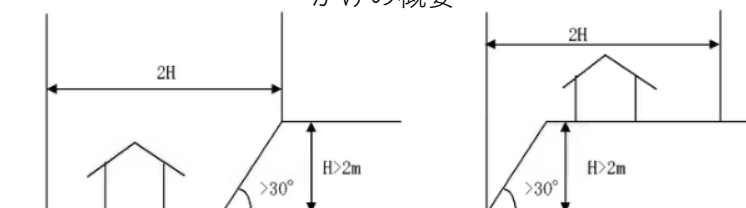
上記要件についての詳細は建設課窓口にお問い合わせください。



←土砂災害特別警戒区域の範囲は鹿児島県のホームページで確認できます。

<http://sabomap.pref.kagoshima.jp/kagoshima/>

がけの概要



志布志市 かけ地近接等危険住宅移転事業

期間の 目安	流 れ	手 続 き
初年度	事前審査	<ul style="list-style-type: none"> • かけの近くや危険な箇所等に建設されている住宅を、本事業の要件と照合させていただき、今後の手続きについて結果を通知いたします。 • すでに移転先の住宅を購入されていたりすると、事前着手となり対象とならないことがありますので、事前に窓口へご相談ください。（事前着手は対象となりません。）
	交付申請	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の対象となる見込みになりましたら、危険住宅の解体工事、移転先等にかかる費用を算出いただき、建設課窓口まで必要書類※1をそろえて、申請を行ってください。
	審査・通知	<ul style="list-style-type: none"> • 申請により、審議会による審査及び国、県との補助金の協議を行い、本事業の適否を通知いたします。
	着手	<ul style="list-style-type: none"> • 審査により決定通知が届きましたら、事業者との工事請負契約など（借入等がある場合、銀行への申込）を行い事業へ着手してください。
次年度	完了	<ul style="list-style-type: none"> • 事業完了後、建設課窓口へ実績報告書及び必要書類※1をそろえて、提出してください。 • 実績報告により補助金額を確定し、その結果を通知いたします。
	請求	<ul style="list-style-type: none"> • 請求書を確定通知を受けた後30日以内、または当年度の2月末日までに、建設課窓口まで提出していただいた後、申請者へ補助金を交付します。

※1 申請により必要書類が異なります。詳細についてはホームページをご覧ください。

事業完了

問い合わせ先及び資料の提出先

志布志市役所 建設課 都市政策推進室 建築係
 〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地 別館2階
 TEL (099)474-1111 内線454・455 FAX (099) 474-0466
 【受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15】
 E-mail kentiku@city.shibushi.lg.jp HP : <http://www.city.shibushi.lg.jp/>

